

巻頭言

特養ホームにおける権利擁護システムの確立を

NPO 法人特養ホームを良くする市民の会理事長 本間 郁子

◇乏しい権利擁護の意識

1995年から1年半かけて特別養護老人ホームの入居者と家族に聴取調査を実施したことがある。入居者は「なぜ、わたしがこんなところに入らなければならないのか」と葛藤し、家族は「介護の地獄からやっと生きのびられた」という安堵感と「本来なら家族が看なければならぬのに」という負い目に苦悩していた。そして、ある施設で起こった暴行事件が、私に高齢者の人権をあらためて考えさせる大きなきっかけとなった。認知症の男性がおむつ交換のときに突然暴れ出して男性職員が付き飛ばされ、怒った職員が男性をひざまずかせ、両腕を後ろ手に縛りコンクリートに顔面を数回打ち付けた。男性は、数日後に亡くなった。職員は「日頃世話してやっているのに、なぜ殴られなければならないのか」と言い、家族は「殴った父が悪いのです」という。多くの人の発言が職員に同情的で疑問を呈する意見が出てこなかったことから、「認知症の人の人権はいったい誰が守るのか」という意識は社会全体に希薄だと痛感したのである。

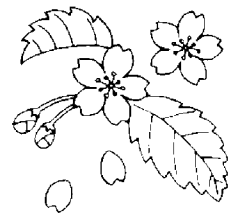
◇介護保険制度で権利意識が高まった

介護保険制度の導入で、「契約」「拘束廃止」「相談窓口」などが基準に盛り込まれることになり、市民の権利意識の転換につながった。同じ年に成年後見制度も導入された。この頃は、家族の方

ら、兄弟姉妹間の関係が悪いわけではないが今のうちに特別養護老人ホームに入居している母親に成年後見人を付けたいと思っているので手続の方法を教えてほしい、また身元引受人と成年後見人とどちらの意見を尊重すべきかの相談を施設側から受けたこともあり、それから6年経って、ようやく成年後見制度という言葉が市民に浸透してきたと感じている。さらに、平成18年4月からは、高齢者虐待防止法が施行されることになり、高齢者の権利擁護システムの基盤はできつつある。今後は、市民の身近にあって経済状況や家族の形態にかかわらず誰でも利用できるしくみにしていけるよう、市民とともに力を注ぐべきであろう。

◇特別養護老人ホームでの活用促進を

特別養護老人ホームの入居者は重度化・高齢化してきており、入居者の9割が認知症で要介護4・5の方が6割を超える施設がほとんどである。意思表示の困難な人が急増し、適正な金銭管理やケアが受けられているか、など第三者による保護が必要不可欠な課題となっている。さらに生活相談員がソーシャルワークの見識をもち機能することが急務だと考える。



「認知症の人の医療決定権を 考えるシンポジウム」傍聴記

現行の成年後見制度は、成年後見人に医療行為の同意権を与えていない。これは、慎重に検討を重ねる必要があるとの理由から結論が先送りされたためである。しかし実務上、成年後見人が医療同意を求められる場面は多く、予防接種等の医療行為に対し同意している事例もあるという。このような状況を踏まえ、2005年10月14日、東京・大手町で標記シンポジウムが行われた。

◇報告

冒頭、キャロル・コーエン氏（トロント大学精神学科助教授）からオンタリオ州の現状と課題について報告された。同州では1996年の「医療介護同意法」に基づき、治療に関する情報を理解すること、または、決定することあるいは決定しないことによる結果を認識できない場合は、意思決定能力喪失状態と判断し、代理意思決定者による同意が行われるという。代理意思決定者の責務は、本人の希望があらかじめわかっており実現可能な場合は、その希望を優先し、それが困難な場合には、本人の価値観・信条、治療のリスク等から、本人の最善の利益を考えることにある。代理意思決定者となる者としては、後見人や家族等が優先順位を付けて列挙されており、第三者機関である「意思決定能力委員会」により対応するしくみもある。

次に、上山泰氏（筑波大学助教授）より、導入から5年を過ぎた成年後見制度の運用の実情を踏まえながら、わが国の医療決定をめぐる議論の整理と今後の方向性等について報告がなされた。

◇ディスカッション

パネルディスカッションでは、デイヴィッド・イングリッシュ氏（ミズリー・コロンビア大学教授）がアメリカにおける「医療判断代理委任状」を紹介し、代理意思決定者による同意の根拠として、本人の事前の意思表示の重要性を強調した。野中博氏（社）日本医師会常任理事）は、医療は患

者と医師の信頼関係を基盤に成立していること、そのことを体現するのがインフォームド・コンセントにおける共同作業であることを述べた。繁田雅弘氏（首都大学東京健康福祉学部学部長）が、代理意思決定者の条件として、①本人の生活上の困難をよく理解（推測）できること、②本人の気持ちに共感（本人の思いや考えを自分の中で再現）できることの2つを挙げていたのは印象的である。

また赤沼康弘氏（弁護士）からは、2005年に日本弁護士連合会が公表した提言において、第三者による医療同意に関する法律と家庭裁判所をはじめとした第三者機関の整備を求めている旨が紹介され、多田宏治氏（司法書士）からは、社）成年後見センター・リーガルサポートが公表した提言においては、実務現場での焦燥と苦渋がある一方で、議論が十分に尽くされていない現状で同意権が付与されることへの不安が記されたアンケート調査に基づき、同意権付与について肯定・否定の両論を併記したとの旨が紹介された。

会場からは、医学知識を十分にもたない成年後見人が医療行為に同意をすることの危惧も指摘されたが、家族が理解できることをインフォームド・コンセントの前提とするならば、特別難解な情報を精査・判断するのではないとの意見も出されるなど活発な議論がなされた。

医療同意は同意するか否かを決定するその瞬間にのみ行われる行為ではなく、その判断に至る過程で、いかに関係者が本人の最善の利益について議論を尽くしたかが重要であることを、諸外国の事例は教えてくれる。わが国においても医療同意に占める家族の重要性を踏まえつつ、広く国民的議論を喚起していく役割が本学会に求められていることを確認したシンポジウムであった。

（大正大学専任講師・社会福祉士 沖倉智美）

シンポジウム 「任意後見人の役割と倫理」傍聴記

平成17年12月3日(土)午後1時から、東京・千駄ヶ谷の野口英世記念会館において、200名を超える参加者のもと、日本公証人連合会との共催でシンポジウム「任意後見人の役割と倫理～あるべき任意後見制度の姿を求めて～」が開催された。日本公証人連合会の寛康生会長による開会挨拶の後、弁護士・中山二基子氏、公証人・河野信夫氏、司法書士・矢頭範之氏から報告がなされた。

◇報告

まず、中山氏は、「任意後見制度を普及させるために～専門家に期待されること～」と題する報告の中で、任意後見制度の必要性・普及しない理由・普及に必要なことについて話したうえで、信頼できる専門家同士による小集団の法人が顔の見える後見（最初から担当者制）を行っていくことをすすめていた。

次に、河野氏は、「本人の意思を実現するための任意後見契約」と題する報告をし、契約締結時における本人の意思能力の判定について、実践している方法を紹介しながら、見解を述べた。また、本人の意思を実現するための契約文例について、自身の具体的な契約文例を紹介しながら、任意後見監督人選任請求義務を明確化した規定など特にポイントになる点につきコメントするなどした。

最後に、矢頭氏は、「任意後見受任者の実務と課題」と題する報告の中で、受任者としての任意後見契約締結時のチェックポイントに関する私見を述べた。そのうえで、本人と専門家である受任者との間には、圧倒的な専門的知識の差があることから、対等な立場で契約を締結するという考えれば、本人側の支援者を加えた2対1で契約締結までしていく必要があるのではないかと意見を述べた。また、移行型における任意後見契約の発効の時期等について、問題の所在を示したうえで、個人的に考えている解決方法を紹介した。

◇パネルディスカッション

休憩を挟んだのち、パネルディスカッションが行われた。コーディネーターは、司法書士・大貫正男氏が務め、パネリストとして基調報告をした3氏のほかに税理士・伊藤佳江氏、社会福祉士・星野美子氏が登壇した。伊藤氏、星野氏からの報告の後、パネルディスカッションに移った。

さまざまな点についてディスカッションがされたが、中でも河野氏の基調報告でも触れられていた「本人のした瑕疵ある意思表示についての取消権行使を任意後見人が行うことができるか」については、会場からの積極的な発言もあり、活発な議論がされた。

約2時間にわたるディスカッションの後、新井理事長による閉会の挨拶をもって、予定時刻であった午後5時を若干過ぎて閉会した。閉会挨拶の中でも、任意後見制度に関する今後の課題として、①任意後見制度をいかに普及させるか、②適切な任意後見受任者をどう確保するか、③任意後見人の取消権について、等々を例に挙げ、立法論を見据えた発言がなされた。

今回のシンポジウムに参加して、繰り返し触れられていた任意後見監督人の選任申立てをすべき状態であるにもかかわらず、任意代理契約を継続させるという問題については、特に適切な対応をしなければ、任意後見制度そのものに対する信頼を揺るがしかねないのではないかと感じた。

(司法書士 齊藤真紀子)



シンポジウム「高次脳機能障害者と成年後見制度の活用」開催報告

◇開催までの経緯

2004年4月、高次脳機能障害に関する研究委員会が発足し、全国の家族会にアンケート調査などを実施した。その生活実態を明らかにし、成年後見制度の活用について検討が重ねられた。平成18年2月4日(土)、家族や支援にかかわる人々が集まり、委員会活動の報告と成年後見制度の活用についてのシンポジウムが開催された。

◇報告

【報告1】

高次脳機能障害の特性と 医学的リハビリテーション

東京慈恵会医科大学

リハビリテーション科医師 橋本 圭司

神奈川県総合リハビリテーションセンターなどで実践を重ね、脳外傷友の会「ナナ」の支援にもかわる橋本氏による最新の医学情報についての報告であった。パワーポイントで整理された図表やMRIの画像も紹介され、すべての参加者にわかりやすい報告をしてくださった。患者が前向きに人生を再構築する過程を、家族も含めて周囲の人がいかに支えるかについて、示唆に富んだ、希望がもてる報告であった。

【報告2】

高次脳機能障害者が 暮らしやすい環境づくり

いわて高次脳機能障害者・家族を支える会

事務局長 菊地 賢次

県職員として高次脳機能障害者と家族に出会ったことから、医療・福祉・労働・教育など、20あまりの団体からなる「支える会」を結成し、事務局長として活躍する菊地氏の報告も、地域生活支援の方向性を示すものであった。こうしたネットワークの中で成年後見制度が活用されれば、「親

(介護者) 亡き後」も地域生活を安心して継続できる、と確信した参加者は多かったと考える。

【報告3】

高次脳機能障害者と成年後見制度に 関するアンケート調査報告

高次脳機能障害に関する研究委員会委員・

中部学院大学 田中 和代

研究委員会が行ったアンケート調査結果について要領よく報告していただいた。全国の322家族からの回答では、成年後見制度を利用している人が49人(15.2%)、114人(35.5%)が検討中。31人(62.9%)が後見類型で、親亡き後の財産管理が不安(62.4%)、就労できない(43.2%)、などの問題が家族から指摘されている。

◇パネルディスカッション——高次脳機能障害者と成年後見制度の活用

研究委員会委員長である石渡がコーディネーターを務め、同委員の司法書士・大貫正男氏、名古屋市の脳外傷友の会「みずほ」の古謝由美氏、神奈川県総合リハビリテーションセンターのワーカーである生方克之氏、報告1を担当された橋本氏によるパネルディスカッションで締めくくられた。特に経験豊富な生方氏は、高次脳機能障害者の成年後見制度活用の事例や支援における課題を具体的に紹介してくださり、非常に参考になったとの感想が多く寄せられた。フロアからも活発に意見が出され、専門職、家族それぞれの立場から成年後見制度への期待、問題点が指摘された。また、地域のネットワークが構築されてこそ、成年後見制度活用の意味もあるとの意見も多く、市民への啓発や地域の支援体制を確立することの重要性が再確認された。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長

石渡和実)

▶新法解説

高齢者虐待防止法の概要

平成17年11月1日に高齢者虐待防止法(正称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」。以下「法」という)が成立し(同月9日法124号公布)、平成18年4月1日から施行される。これまで在宅における高齢者の虐待については、介護保険制度が導入されて地域に潜在していた虐待行為等が明らかになる中で、介入の根拠となる法の成立が待たれていた。概要は以下のとおりである。今回、法の中に成年後見制度の活用が明確に位置づけられたことは注目に値する。高齢者虐待防止に関する地域での連絡通報先は、基本的に市町村、具体的には各自治体の地域包括支援センターとなる予定である。

◇虐待とは

65歳以上の高齢者対象で養護者からの虐待のみでなく施設における虐待も含む。虐待とは以下の行為をいう(法2条4項・5項)。

- ① 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じる暴行を加えること
- ② 放任、放棄 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置
- ③ 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応等
- ④ 性的虐待 わいせつな行為等
- ⑤ 経済的虐待 親族が高齢者の財産を不当処分したり不当に財産上の利益を得ること

◇成年後見制度の利用促進

市町村の責務として、高齢者虐待に関する通報を受けた市町村は高齢者の安全確認をし、連携・協議し保護の必要に応じ措置や後見の審判請求をする等の速やかな対応を行うこと(法9条)、財産上の不当取引の被害を受けたりそのおそれのある高齢者について、成年後見制度の市町村長申立てを行うこと(法27条)が規定され、成年後見の活

用が求められている。

また法28条において、「国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない」と規定された。

◇その他

その他、ポイントとなる点を以下に列挙する。

- 国および自治体に連携強化・体制整備、専門的人材の確保研修、啓発・広報の責務がある(法3条)。また、関係者には早期発見の努力義務がある(法5条)。
 - 発見者には市町村に通報する義務があり、守秘義務はこの通報に関しては免除する(法7条)。
 - 市町村長は立入調査することができる(法11条)。この場合、職務の執行に際し必要があるときは警察署長に対し援助を求めることができる。また、高齢者の生命・身体の安全の確保に万全を期すため、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならない(法12条)。
 - 養介護施設に従事する者等が高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに市町村に通報しなければならない(通報義務、法21条)。
 - 立入調査への拒否や妨害、質問への虚偽答弁等に対し、30万円以下の罰金を科す(法30条)。
- 法に基づく市町村の基盤整備が地域によって格差が大きくなるとの懸念がある。今後、どのように体制が整えられていくかを見守っていくことが必要となる。また、法律家や福祉関係者の連携が不可欠であろう。(社会福祉士 池田恵利子)

改正介護保険法の施行を目前にして

2000年施行の介護保険法は、福祉分野に「契約」という新たなしくみを投入し、権利擁護の重要性をより重大なものとして認識させる契機となった。

◇改正介護保険法の概要

5年間の制度実態を見直し、2006年4月からは改正介護保険がスタートする。従来の事後対応のシステムから事前対応型システムへの転換、すなわち介護予防重視型への移行と、要介護高齢者の尊厳の保持を旨とした自立支援の徹底という観点からの「地域包括ケアシステム」の構築が特徴である。認知症高齢者や独居高齢者の増大に対応できる地域社会とするための介護保険サービスの新たな体系化やサービスの質の向上、虐待などからの権利救済などが重点課題として認識されており、住み慣れた地域で納得できる人生を送ることを可能とするためのしくみづくりに本腰を入れて取り組まなければならない事態を迎えている。

◇地域生活の前提としての成年後見

利用者はどこで、どのように生活していきたいのか、そのためにはどのような支援が必要なのか、サービスを利用する際の負担はどれくらいなら可能なのか、さまざまな要因を検討しながら優先順位を付け、それを実行していくこと、またその過程で納得のいくサービスが受けられているのか、不利益を被っていないかなど、多くは介護支援専門員の支援を得ながら自らが契約の当事者として点検していくことが要求されてくる。その選択肢は広げられ、またしくみは複雑化し、点検しなければならないことがこれまで以上に増えてきている。

判断能力の低下した認知症高齢者がこのしくみの中で、自分らしく生きていくことを現実のものとするには、可能な限りの自己決定の支援と、本人の最善の利益を追求できるサポートを獲得できるかが重要なポイントとなるであろう。従来のよ

うに、当面をしのぐサポートに頼りきりでなく、権限をもち行使できる立場の者が、これまで以上に身上に対する配慮を行き渡らせ法律行為を遂行するという、多様な社会資源をマネジメントしていく力が発揮されなければならない。このことは、地域住民が人として契約社会の中で、安心して安全に生活を継続していけることの大前提として成年後見制度が適切に活用されなければならないことを意味している。事後的な救済のみならず、自己決定尊重の効果を最大限に発揮させるためにも、また権利侵害の発生を未然に予防するためにも、任意後見制度や法定後見制度を活用することが特別なことではない、そういう地域社会をめざすことが求められているといっても過言ではないだろう。

◇権利擁護事業の位置づけと成年後見制度の活用

このたびの改正介護保険では、地域支援事業として権利擁護事業が位置づけられている。前述の改正の主旨からすれば、資力がないことを理由に権利擁護に資する成年後見制度を使えないといった事態は言い訳として通らなくなるであろう。このことを追い風にして、地域生活の支援に権利擁護の視点をしっかりと位置づけ、成年後見制度を活用しながら生活の継続が保障される地域づくりをしていくことが求められる。

2015年には250万人に達するといわれる認知症高齢者が、「尊厳を保ちながら自分の人生を歩む」ことを支えるためには、ニーズのある方々を早期に発見し、必要な社会資源につなぎ、支援していくシステムを構築していくことを、行政をはじめ、関係機関で協力しながら早期につくり上げていくことが重要である。

(社会福祉士 谷川ひとみ)

●私と成年後見●

新しい親子関係を生み出す任意後見

私は相談や講演を通して、自分の老後を真剣に考えている人たちと接する機会が多い。任意後見制度の利用が低迷しているといわれているが、こういう人たちを見ていると、子ども任せではなく、自分の手で自分にふさわしい老いじたくをしようとする人が増えていることを実感する。これは、任意後見制度ができたことが大きいと思う。任意後見制度は、単に老後の財産管理に役立つ法制度というだけでなく、わが国に「親と子が互いに愛情をもちながら自立して生きていく」という新しい親子関係を生み出す働きをしているのだ。

◇任意後見の課題

ただ、「任意後見制度を使いたいけどどこに行けば信頼できる専門家を紹介してもらえるか」と聞かれたとき、残念なのは、私たち専門家がまだこれに対する十分な答えを用意できていないことである。この制度の受け皿となる専門家の絶対数が足りないのだ。受任する側にも悩みはある。「自分は本当に一生元気でこの人の面倒をみられるだろうか。難しい問題が出てきたとき、1人で支えられるだろうか」という不安と負担感がつきまとう。これが任意後見を受任する専門家の広がりや妨げているように思う。

◇市民のための成年後見センター「銀のつえ」設立

頼む側も頼まれる側も安心できる受け皿づくりとして、今、私が考えているのが、信頼できる複数の専門家による法人の設立である。法人で任意後見を受任することにより、万一の場合の不安を解消し、継続性を確保することができる。そして、専門家による集団のサポート体制をとることで、困難な事例にも対応することができる。

私はこの考えに基づき、弁護士20名と社会福祉士2名で「有限責任中間法人市民のための成年後

見センター」(銀のつえ)を設立し、2005年3月より活動を開始した。

「銀のつえ」の特色の1つは、専門家による「専任制」をとったことである。「銀のつえ」で任意後見や任意の財産管理を受任するにあたっては、法人後見の弱点となりかねない「顔の見えない後見」を克服し、責任をもって後見事務を遂行するために、必ず契約時に専任の担当者を決め、その者が一生本人の面倒をみる形をとった。

実際の後見などが始まるまでは、専任者は本人とホームロイヤー(専任者が弁護士のとき)あるいはホームソーシャルワーカー(専任者が社会福祉士のとき)の関係である。ホームロイヤーは、本人の判断能力の見守りと日常生活のちょっとした法律相談に乗る。これは、専任者が本人との間に信頼関係を築き、本人をよりよく理解するのに役立つ。

契約時から専任者を決めておくことは、専門家集団による法人でなければ実現は難しいと思う。そして、これは法人が力量以上の受任を防ぐという副次効果がある。法人が自分の力量以上の任意後見を受任することは、最も警戒しなければならないことである。

私は、このような法人は、よく知っていて信頼できる専門家同士の小さな法人でよいと考えている。また、できるだけ費用をかけないで運営していくことが課題になるので、中心メンバーの事務所法人の事務所をおくのもよいと思う。「銀のつえ」の場合は、22名全員に出資してもらって、東京・虎ノ門にささやかな事務所を開いた。まだ、手探りのところもあるが、私の任意後見制度への思いが1つ実現したと考えている。

(弁護士 中山二基子)

高齢者の消費者被害

～(社)全国信販協会の「信販業界における訪問販売住宅リフォーム問題対策について」～

平成17年5月、埼玉県富士見市における認知症の高齢者に対する訪問販売住宅リフォーム業者の販売行為が社会問題化し、その後、悪質な訪問販売リフォームの次々販売事案もクローズアップされることとなった。しかし、日々、多重債務に関する相談をはじめとする消費者トラブルを受任している司法書士の実感としては、このような事例は氷山の一角にすぎず、同様の被害はあらゆる所に存在しているものであろう。

そして、このような問題の発生する大きな要因として、信販会社の与信行為が存在することも共通の認識であろうと思われる。そのような認識のもと、平成17年5月、全国の弁護士・司法書士・消費生活センター関係者など100名以上で構成される任意団体「クレジット過剰与信対策全国会議」が設立されており、クレジット会社の過剰与信やずさんな加盟店管理の実態を明らかにすることで、被害を救済するとともに、クレジットによる多重債務・経済的破綻などの発生を防止することをめざす運動を行っている（参照〈<http://www1.ttcn.ne.jp/~creditkajoyoshin/>〉）。

◇(社)全国信販協会「信販業界における訪問販売住宅リフォーム問題対策について」

平成17年9月、上記事例の社会問題化に対し、(社)全国信販協会は、「信販業界における訪問販売住宅リフォーム問題対策について」を策定した。

ここでは、上記のような高齢者層をねらった悪質販売行為等によるトラブルが依然として発生している状況にあり、またその決済手段としてクレジット取引が存在していることから、加盟店管理の質的向上や適正与信に向けた対応策を打ち出したものである。対応策における基本的なスタンスとしては、まず、①訪問販売住宅リフォーム関連加盟店に対する管理の強化・徹底についてとして、判断能力が不十分な方々を標的とするような悪質

販売業者とは取引を行わないこと等があげられている。次に、②高齢者に対する適正な与信については、「高齢者の方に対する適正な与信判断を目的として判断基準の見直しを行う」「クレジット申込時において、判断能力が不十分（例えば、認知症、精神疾患又は知的障害など医師の判断により）であると判明されている方については、クレジット契約を行わない」「支払い額に見合う資産や収入がなく、生計を年金のみに依存している高齢者の方に対しては、リフォームに関するクレジット契約は行わない」とされている。そして、留意事項として、「高齢者に対する与信判断に際しては、特に高齢者は配慮・保護すべき対象であるとの認識をもって、より慎重な与信判断を行う。高齢者においては、契約行為に不慣れな方や判断能力が不十分な方が多い傾向にある。併せて、消費者トラブルにおいて60歳代以上の方の占める割合も多いことに鑑み、より慎重な与信判断を行う」とされている。

◇成年後見と消費者被害の予防

高齢者の法律相談を受けることは、成年後見や遺言等にとどまらず、消費者被害の問題にも対応することとイコールである。これは、多重債務の現場に身をおいている司法書士にとっては、当然のこととして受け止められている問題意識であろう。今後もさまざまな形で高齢者をターゲットにした悪質商法は後を絶たないと思われる。これに対する事後的救済はもちろん、予防的な視点からの提言も積極的に行っていく必要があると考えている。またいうまでもないが、成年後見制度を利用することで、本人に代わり成年後見人等が悪質業者と対峙し本人を守ることができるのであるから、積極的に活用を進めなければならない。

（司法書士 小澤吉徳）

■委員会報告■——制度改正研究委員会

2005年度は、以下のテーマを検討した。

- ① 後見等開始審判における判断能力鑑定の省略はどこまで可能か
- ② 本人の死後における後見事務の問題点
- ③ 実際に行われている身上監護業務と後見事務としてあるべき身上監護について

医療同意権の問題については、10月14日にアメリカ、カナダの研究者を招聘してシンポジウムを行った。その詳細については、学会誌「成年後見法研究」3号に報告がされるとのことであるので割愛する。

①判断能力鑑定の省略に関しては、東京家庭裁判所が、知的障害者について療育手帳の最重度の場合は鑑定不要、重度についても状況により不要としている扱いについて、その適否を検討し、積極的結論となった。が、他には省略を検討できる資料は見出せなかった。

②本人の死後の事務の問題は、現在の後見実務上最大の問題といっても過言ではない。全く法的手当がなされていない状況においては、個々の工夫にも限界があり、立法的解決がなされない限り解決は困難である。

③身上監護実務に関しては、成年後見人等の職務は法律行為であるとされていても、身上配慮義務を尽くすためには見守り活動が不可欠であること、また医療契約、福祉サービス利用契約等、身上監護に属する法律行為は極めて多岐にわたることが確認された。ただし、それらすべてを第三者後見人自らが行うのは困難である。本人の状況に応じてどこまでを成年後見人等自らが行い、どこまでを福祉機関や親族等との連携で行うかが問題となる。事案により相違に異なると思われるが身上監護実務の一定の標準化を試みたいと考えている。

来年度は、これまで検討した結果を踏まえて、まとめに入る予定である。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼康弘)

■委員会報告■——判例研究委員会

今年度、裁判例・審判例を分析・検討するための委員を2005年5月13日に募集をしましたところ、判例研究委員会のメンバーとして13名の方が参加することに同年7月に決定されました。

第1回判例研究委員会は2005年10月1日に開催されました。当日の参加者は8名でした。以下、そこで決定された内容を簡単に紹介します。

- ① 本委員会は、成年後見法分野に関係する裁判例の収集および分析・検討を行う。裁判例の収集を会員・会友に呼びかける。
- ② 1年に5、6回程度開催する。1回につき2～3の裁判例を分析・検討する。各人は1年に1件は報告するように努める。報告者は研究成果を公表する。
- ③ 本委員会の世話人として村田常任理事が行う。

第2回目は2006年3月18日に明治大学で行われ、上山泰会員（筑波大学）と星野茂会員（明治大学）の両氏がそれぞれ報告しました。報告の後、参加者から活発に質問・検討がなされ、盛会のうちに終了しました。

最後に、当委員会の最大の課題は裁判例の収集です。会員・会友の方々には、今後とも、成年後見法分野に関係する裁判例の収集についてご協力を賜りたく存じ上げます。

(判例研究委員会委員長 村田 彰)

◆第3回学術大会へ向けて◆

大会・企画委員長 岩志 和一郎

平成18年5月27日(土)に、流通経済大学新松戸校舎において、第3回日本成年後見法学会学術大会が開催されます。例年同様シンポジウムを企画いたしておりますが、本年は午前中のプログラムとして、本学会の副理事長である田山輝明早稲田大学教授による特別講演を入れさせていただきました。新成年後見制度が導入されて5年が経過し、この間に得られた成果、あるいはさらに浮き彫りになった課題などを含め、貴重なお話がうかがえることと存じます。

シンポジウムは、「任意後見」をテーマに実施いたします。新井誠理事長自らがコーディネーターとなり、赤沼康弘弁護士、佐藤勝公証人、藤江美保司法書士等といった実務家に、志村武関東学院大学助教授、神野礼斉西南大学助教授という若手研究者を加え、実務と理論の両面から有意義な議論の展開が期待されます。

毎年、多くの会員の皆様にご参加いただいておりますことを、大会・企画委員長として深く感謝いたしております。本年も多数ご参加いただけますよう、お願い申し上げます。

- | | | |
|---------|---|-------|
| 【日 程】 | 平成18年5月27日(土) | |
| | 午前10時30分～ | |
| 【場 所】 | 流通経済大学新松戸校舎講堂 | |
| 【聴 講 料】 | 正会員 | } 無料 |
| | 賛助会員(2名まで) | |
| | 会友 | |
| | 一般 | 2000円 |
| 【開 場】 | 午前10時 | |
| 【特別講演】 | 田山輝明(早稲田大学教授) | |
| 【統一テーマ】 | 任意後見 | |
| 【概 要】 | 基調報告/パネルディスカッション | |
| 【登壇者】 | 新井誠(筑波大学、コーディネーター)、赤沼康弘(弁護士)、佐藤勝(公証人)、志村武(関東学院大学)、神野礼斉(西南学院大学)、藤江美保(司法書士) | |
| 【締 切】 | 平成18年4月28日(金) | |
| 【申込み】 | 事務局 FAX 03-5351-1572 | |
| | E-mail j_jaga@nifty.com | |
| | ※懇親会参加の有無もご明記ください。 | |

日本成年後見法学会をご紹介します！

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介します。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の3種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

入会申込書等の書類が必要な場合は、事務局までご連絡いただければお送りいたします。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へとつなげたいと思います。

【日本成年後見法学会事務局】

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3
 エルカクエイ笹塚ビル6階 (株)民事法研究会内
 TEL 03-5351-1573 (直) FAX 03-5351-1572
 E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 私たちは、幸せなことに、変革の時代に巡り遭い、波頭に向かって帆を張っています。時代に挑戦する意図と航海する技術をみなさんと共有したい。それが、じゃがれたーの思いなのです。
 (長谷川秀夫)